

3 事業計画書（事業目論見書）の作成

設立しようとする法人の運営について、10年先（最低でも5年程度先）を見据えて十分に検討し、無理のない計画として、事業目論見書を作成します。

なお、法律上は作成の義務はありませんが、組合員となる予定の人から設立同意を得る場合など法人の概要を知らせるために必要です。

行政庁への届出の際、添付資料とします。具体的には、次の事項について定めます。

- ① 法人の名称
- ② 法人の所在地
- ③ 事業の方針
- ④ 株主
- ④ 組織の内容
 - (1) 地区
 - (2) 組合員 ア 農業経営者 イ 農業従事者
- ⑤ 事業の種類
- ⑤ 事業の種類
 - (1) 農業経営、畜産経営
 - (2) 共同利用施設の設置
 - (3) 農作業の受託
 - (4) 前記各号に関連する事業、附帯する事業
- ⑥ 資金計画
 - (1) 出資の種類（現金・現物出資及び各人別の内訳は別紙）
 - (2) 資本金（株式総数） （現金・現物別）
 - (3) 一株の金額
 - (4) 必要資金の種類と金額
- ⑥ 資金計画
 - (1) 出資の種類（現金・現物別及び各人別の内訳）
 - (2) 出資金（資本金）
 - (3) 一口金額
 - (4) 最高口数
 - (5) 必要資金の種類と金額
- ⑦ 施設の整備
 - (1) 施設の名称・型式、取得時期、所要経費
 - (2) 使用の用途及び効果
- ⑧ 収支計画
 - (1) 営農計画
 - (2) 貸借対照表（開始時）
 - (3) 借入金の償還計画
- ⑨ 農地法第2条第3項に規定する要件整備状況
 - (1) 事業要件（耕作に関する農業経営の具体的な内容）
 - (2) 構成員要件（農地提供者の氏名および労働提供者の氏名並びに提供の程度）
 - (3) 業務執行要件（役員の氏名および事業の事業の程度）